

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年5月14日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホール

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月
藤 原 和 正	久 山 英 之		

欠席委員

大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 昌 明	時 實 乙 伊	山 崎 徹	大 河 原 律 夫
佐 藤 辰 也	岡 崎 浩	田 中 伸 五	山 内 桂 三
大 森 幹 男	福 池 正 美	時 岡 加 卓	久 米 啓 之

欠席委員

正 富 清 人

5. 議事に参与した者

事 務 局 青 木 潔

事 務 局 木 村 太 郎

事 務 局 西 村 篤 志

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進
計画(案)について

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和8年度瀬戸内市農業委員会、第2回の総会をはじめます。

議長（会長）（あいさつ）

事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 大森 茂利 委員から欠席届が出ていることを報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宇津木 康文 委員、久山 英之 委員よろしくお願ひします。
それでは議題に入ります。まず第1号議案 農地法第3条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【1番案件～17番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

時實委員 1番案件、2番案件について、時實委員より説明をお願いします。
譲受人は酪農をしております、畑に牧草が足りないということで、考えていたのですけれど、譲渡人は相続を済まして、市外へ出られて、もう作っていないということで、話がたって、売ることになりました。それから2番目の譲渡人は相続を済まされて、家がもう誰も跡継ぎがないので、継いだ後どうしようかと言っていたら、譲渡人のすぐ隣へこの畑があって、もう荒れて弱っていたのを、買って欲しくないかという話があって、イノシシや鹿が来るので困っていたのを、ちょうど良かったということで話がまとまりました。よろしくご審議ください。

議長 続いて3番案件を、これは地域的に三つの地域にまたがっております。まず、最初に山崎委員、それから佐藤委員お願ひいたします。

山崎委員 はい、この件ですが譲受人の親が有限会社 梶原農産を設立しておりますが、親も亡くなって時間も経過した中、田を個人の名義に変更するというございます。別に問題はないと思われます。審議よろしくお願ひいたします。

佐藤委員 先ほどの説明と同じ内容です。福田地区に土地があるということで、同様です。

事務局 正富委員が欠席のため、事務局より説明しますが、同じ内容です。

議長 続きまして、4番案件、5番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 4番案件についてご説明をいたします。譲受人、譲渡人と今回話し合いがつきまして、この土地は以前からですね、地上げはしてございましたけ

ども、耕作を一切してなかった、草刈りはやっておりましたが、今回は譲渡人と話がつきまして、作物なんかを栽培したいということで、話がついたと聞いておりますので、署名をしております。続いて5番案件は、譲渡人は4番案件と同じです。ここも地上げをしていたところですけども、譲受人が自宅より近いということで、作物等々、栽培するのに非常に便利がいいということで、今回話がつきまして、他に害はありませんので、耕作するという事ですから、現地を確認しておりますが、問題はないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長 続きまして、6番案件、7番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 はい、6番案件の説明させていただきます。この土地は利用権の設定を交わし、譲受人が耕作しております。今回は相手方の都合で所有権移転というお話が出ました。問題ないかと思います。7番案件は親族間の所有権の移転ということで譲渡人の都合により所有権の移転という話になりますが、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、8番案件について、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 はい、8番案件について説明させていただきます。譲受人は前にはこちらにおられたのですが、今現在広島の方に住居が変わっております。それで、宅地の処分をするということで、譲受人は、家も農地も全部売買ということで、話がまとまったそうです。審議よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、9番案件から12番案件までと、14番案件から15番案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼します。番号9から12番案件および14番、15番案件について、それぞれの譲受人が同じ法人ということでまとめて事務局の方から説明申し上げます。本件については、全て譲受人と譲渡人との間で話がまとまったものであり、この度の3条申請となっております。今回の申請地付近ですでに営農されていることもあり、本件は国の認定を受けている認定農業者が行う農地の規模拡大という観点からも、この度の農地取得については問題ないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、13番案件について、福池委員より説明をお願いします。

福池委員 この土地は、十数年譲受人が管理を委託しておりました。今後も譲渡人は管理することができず、この度、贈与で話がまとまりました。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、16番案件と17番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

時岡委員 16番案件ですが、この譲受人と譲渡人は親子でして、今回娘さんのところに名義を変えるということになったようです。それから17番案件ですが、この譲受人と、譲渡人はいどこ関係であって、譲受人が毎週帰って畑の管理をしているということから、もううちの田んぼも買ってくれないかということで、話がまとまったようです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から17番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 **【1番案件について、議案資料に基づき説明】**

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 番号1の案件につきまして、説明させていただきます。申請人は、昨年からはブルーベリーの栽培を行っておりまして、この度、作業場と直売所を作りたいという申請がありました。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。
続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明
をお願いします。

事 務 局 【1番案件から4番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山本委
員より説明をお願いします。

山 本 委 員 1番案件について説明いたします。申請人は、ここで定年になるという
ことで、奥さんの実家の近くに住みたいということで、今回の申請になり
ました。別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願
いします。

議 長 続きまして、2番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。

岡 崎 委 員 2番案件について説明します。譲渡人は、何年も耕作しておらず、耕作
地になっています。地形図でも分かるように、周辺は今城小学校の南が
ほぼ住宅化されており、譲渡人は農地を耕作する意図もないことから、
譲受人との間で話がまとまったそうです。地区の排水同意も得られてい
ますので、問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続きまして、3番案件について、田中委員より説明をお願いします。

田 中 委 員 はい、3番案件について説明させていただきます。借人と貸人は親子関
係にありますので、別に問題はないと思われれます。審議のほどよろしく
お願いいたします。

議 長 続きまして、4番案件について、久米委員より説明をお願いします。

久 米 委 員 4番案件についてご説明いたします。会社と個人ということですが、同
一の方というか、農業用地を農業用の倉庫に変更したいということで申
請が上がっております。私の方からすれば、特別に問題はないというこ
とですが、事務局の方から補足の説明がありますので、それを聞いた上
で、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事 務 局 はい、補足の説明をさせていただきます。10頁の写真を見ていただい
てもお分かりの通り、実際にもう、ちょっと農業用として、さらに、従
業員の駐車場としてちょっと使っていて、問題があるところで、今回は
正ということで、さらに事業拡大を目的として、ここの上に農業倉庫を
建てるという修正でございます。あともうひとつ、面積が323㎡にも
関わらず、農業倉庫が340.40㎡となっておりますが、西側の土地、
既に許可を得ている土地も含めて、農業用倉庫がまたがって立つという
ことになっております。この辺は中国電力の関係で土地の方がややこし

くなっておりますが、その他の筆については届け出されているもので問題ないと思われます。以上です。

議長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から4番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、11頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案) 議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただいまの第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら
ら
お願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和8年度6月の通常総会は、6月17日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

7月の通常総会は、7月14日火曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホールで開催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和8年5月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時15分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年5月14日

議 長 藤 原 和 正

署名委員 宇 津 木 康 文

署名委員 久 山 英 之